

育児休業手当金及び介護休業手当金の 給付上限相当額が変更となりました

育児休業手当金及び介護休業手当金の1日あたりの給付上限相当額が平成29年8月1日から次のとおり変更になりました。

●給付上限相当額（日額）

●育児休業手当金

(1) 育児休業をしている期間が通算して180日に達するまで

改正前	12,927 円
改正後	13,622 円

(2) (1) 以降の期間

改正前	9,647 円
改正後	10,165 円

●介護休業手当金

改正前	14,207 円
改正後	14,992 円